

参考1. 東京都豪雨対策検討委員会 設置要綱

平成 18 年 5 月 23 日決定

平成 25 年 10 月 18 日決定

令和 4 年 8 月 1 日決定

令和 5 年 6 月 26 日決定

東京都豪雨対策検討委員会設置要綱

(設 置)

第 1 近年の気候変動の影響により、東京都はこれまで経験したことのない危機に直面している。今後、気候変動による豪雨の更なる頻発化・激甚化、被害の拡大が懸念される中、都民の命と財産を守るため一層の対策強化が必要である。このため、将来の気候変動の影響を踏まえた東京都における今後の豪雨対策について検討することを目的とし、「東京都豪雨対策検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第 2 検討委員会は次の事項について検討する。

- (1) 気候変動の影響による降雨量の増加などへの的確な対応方策について
- (2) 効果的な治水対策の実現方法について
- (3) 公民の役割分担のあり方について
- (4) その他必要事項について

(構 成)

第 3 検討委員会は、別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

(委員 長)

第 4 検討委員会の委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指定するものがその職務を代理する。
- 4 委員長は必要があると認めるときは別表に掲げる構成員以外のものの出席を求めることができる。
- 5 委員長は検討委員会における検討のために必要と認めるときは、関係者から意見又は説明を受けることができる。

(オンラインによる検討委員会)

第 5 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な検討委員会の運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン（映

像と音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を用いる。)を活用した検討委員会を開催することができる。

(検討委員会等の公開)

第6 検討委員会並びに議事要旨及び検討委員会に係る資料(以下「検討委員会等」という。)は原則として公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある、または、その他正当な理由があると委員長が認めるときは、検討委員会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7 委員会の事務局は都市整備局都市基盤部、建設局河川部、下水道局計画調整部とし、庶務は都市整備局都市基盤部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

別表 東京都豪雨対策検討委員会委員名簿

(学識委員)

朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部 教授
石崎 紀子	国立研究開発法人国立環境研究所 主任研究員
大原 美保	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 教授
渋尾 欣弘	高知大学理工学部 准教授
二瓶 泰雄	東京理科大学理工学部 教授
廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター 教授
山田 正	中央大学研究開発機構 教授 (敬称略、五十音順)

(行政委員)

東京都都市整備局	理事
東京都都市整備局	都市基盤部長
東京都都市整備局	都市づくり政策部長
東京都都市整備局	市街地整備部長
東京都都市整備局	市街地建築部長
東京都建設局	河川部長
東京都下水道局	計画調整部長
東京都下水道局	流域下水道本部技術部長

(オブザーバー)

国土交通省水管理・国土保全局	治水課長
国土交通省水管理・国土保全局下水道部	流域管理官
国土交通省関東地方整備局	河川部長
国土交通省関東地方整備局	建政部長